

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定に準じて公告する。

令和6年10月15日

瀬戸内国際芸術祭実行委員会
会長 池田 豊人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

瀬戸内国際芸術祭2025サイン・看板製作設営等業務（春会期）

(2) 委託業務の内容

瀬戸内国際芸術祭2025サイン・看板製作設営等業務（春会期）仕様書（以下「仕様書」という。）による

(3) 委託業務の実施場所

仕様書による

(4) 委託期間期限

契約締結日から令和7年6月13日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約サービスの利用の可否

否とする。

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和6年10月15日から令和6年10月28日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号760-0019

香川県高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル3階

瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局

(香川県文化芸術局瀬戸内国際芸術祭推進課内)

なお、瀬戸内国際芸術祭公式ウェブサイト (<https://www.setouchi-artfest.jp/>)
においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年10月28日17時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと (電話での質問は受付不可)。

なお、電子メールで行う場合は、PDFファイル等を添付し、送付確認の電話連絡を行うこと (電子メールの本文のみに記載したものは無効)。

回答は、令和6年10月30日に (午前8時30分から午後5時15分まで)、3に示した場所において閲覧に供するとともに、

※1 瀬戸内国際芸術祭公式ウェブサイト (<https://www.setouchi-artfest.jp/>) で公開する。

※2 令和6年10月30日12時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に電子メール (またはFAX) で送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書類の提出

ア 紙入札方式 (郵便又は信書便による)

(ア) 受領期限 令和6年11月8日12時 (必着)

(イ) 送付先 瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局

(文化芸術局瀬戸内国際芸術祭推進課内)

イ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

(2) 開札

ア 日時 令和6年11月8日13時

イ 場所 瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局

(文化芸術局瀬戸内国際芸術祭推進課内)

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による入札の可否

可とする。

ただし、郵便にあっては書留親展に、信書便にあっては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年10月30日までに入札保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者
- (5) 5年以内に本業務と同等の業務の実績がある者であること。
- (6) 契約に係るサイン・看板の原稿受領から納品までの間において連絡調整の担当者が1名以上配置でき、かつその担当者は瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局(高松港旅客ターミナルビル3階)に1時間以内に到着できる場所に配置していること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和6年10月30日17時までに、4に示した場所に提出(郵送の場合は、**令和6年10月30日17時までに必着**)し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 契約締結の期限

落札者は、瀬戸内国際芸術祭実行委員会から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。